

# 介護保険料のお知らせ

65歳以上のみなさんへ

## 平成21年度 介護保険料のお知らせ

介護保険制度では、必要とするサービス量や65歳以上の人の数によって、3年ごとに保険料の見直しを行っています。大洲市も、事業計画の見直しを行い、新たに保険料を決定しました。

**なぜ、見直しが必要なのですか？**

介護保険料は各市町村ごとに決めることとなっており、その保険料を決めるときに「何の介護サービスが、どの程度必要か?」、「そのために必要な保険料額はいくらか?」を検討します。この計画を「介護保険事業計画」といいます。大洲市においても、この計画の見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの新しい保険料を決定しました。

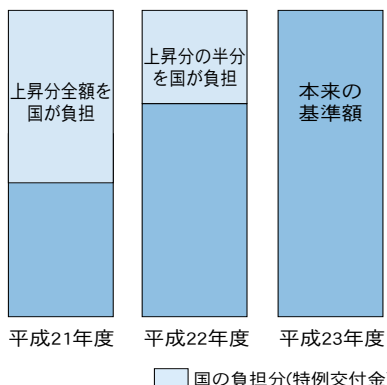
**保険料はいくらになるのですか？**

表のように住民税の課税状況や所得状況によって決まります。

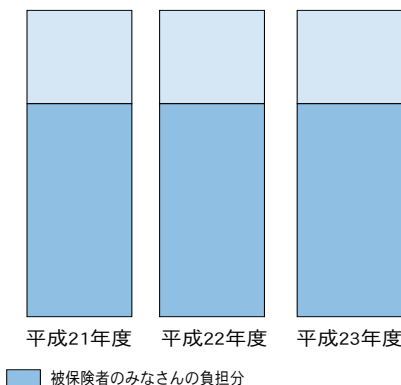
※平成21年度から、介護サ

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.5	23,700円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.5	23,700円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	35,500円
第4段階	○本人が住民税非課税の人（世帯内に住民税課税者がいる）	基準額	47,300円
第5段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	59,200円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	71,000円

＜国の基本的な負担＞



＜大洲市の場合＞



サービス費用が改定されました。改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、21年度・22年度については、国が一部を段階的に負担し、被保険者の負担を軽減しています。市町村によっては、年度ごとに基準額が異なる場合がありますが、毎年の保険料が変わること

**介護保険は、いまだどんな状況ですか？**

から、大洲市では、3年間分を平準化しています。

現在、大洲市においても高齢化が進み、介護を必要とする人が増加しており、それに伴い、介護サービス給付費が増加しています。

**保険料はどうやって納めるのですか？**

納める方法は年金額によって2種類あります。

**普通徴収**

年金額が年額18万円未満の人は、納付書で個別に納付します。

納期は、7月から3月までの計9期です。

また、口座振替もできますので、希望する人は最寄りの金融機関またはゆうちょ銀行で手続きしてください。

# 介護保険料のお知らせ

## 特別徴収

年金額が年額18万円以上の人は、年金から差し引かれます。

4月・6月・8月は、一部の人を除き、前年度2月分の保険料額をそのまま納付します。《仮徴収》

10月・12月・2月は、本年度に確定した年額保険料から仮徴収額を引いた額を納付します。《本徴収》

※なお、年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間、「普通徴収」扱いになります。

◆年度の途中で65歳になった。

◆年度の途中で他の市区町村から転入した。

◆年度の途中で所得段階が変わった。

◆年金の現況届の出し忘れなどで年金が一時差し止めになった。

## 納め忘れに

ご注意ください！

特別な事情がないのに保

険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービスにかかる保険給付が受けられなくなり、申請により後で給付されます。

①1年以上滞納するとサービスがいったん全額負担となり、申請により後で給付されます。

②1年6か月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されたりします。

③2年以上滞納すると利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービスが受けられなくなったりします。

災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、左記窓口までご相談ください。

## 【問い合わせ先】

市役所高齢福祉課

介護保険管理係

☎ 21111

(内線166・167・170)

長浜支所市民福祉課

☎ 11114 (直通)

脇川支所市民福祉課

☎ 2347 (直通)

河辺支所市民福祉課

☎ 2114 (直通)

## 地域支援事業を活用しましょう

介護保険制度により、要支援・要介護認定を受けていない高齢者のうち、要支援・要介護状態になるおそれのある人を対象とした介護予防サービスが実施されています。

## 【問い合わせ先】

市役所高齢福祉課高齢者福祉係

☎ 21111 (内線171)

長浜支所市民福祉課 ☎ 11114 (直通)

脇川支所市民福祉課 ☎ 2347 (直通)

河辺支所市民福祉課 ☎ 2114 (直通)

## ☆☆☆☆☆ 介護予防サービス利用までの流れ ☆☆☆☆☆

### 生活機能の低下を把握するため、生活機能評価を受診する必要があります。

- 介護予防の視点から行われる基本チェックリストなどで、生活機能の低下が心配される人
- 要介護認定の非該当者 ●地域の医療機関など関係機関から連絡のあった人
- 訪問活動などにより生活機能の低下が心配される人

市役所高齢福祉課  
地域包括支援センター

### 生活機能が低下している人の中から、対象者(特定高齢者)を選定します。

介護予防の対象となる可能性のある人については、生活機能評価を受診しチェックリストなどを用いて本人・家族と生活機能に関する調査を行い、対象者を選定します。

### 特定高齢者に該当する人

#### 介護予防ケアマネジメント

- ①対象者の把握
- ②一次アセスメント
- ③介護予防ケアプランの作成

### 特定高齢者に該当しない人

### 高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談や生活支援などのサービスを利用

#### ●地域支援事業

##### (介護予防特定高齢者施策)

#### ☆通所型介護予防事業☆

通所により介護予防を目的とした「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などを行います。

#### ☆訪問型介護予防事業☆

保健師などが、閉じこもり、認知症、うつなどのおそれのある高齢者宅を訪問し、介護予防に関する動機付け支援を行います。

#### ●地域支援事業

##### ☆一般高齢者施策☆

高齢者を対象として、介護予防に関する情報の提供、活動支援、環境整備を行います。

##### ☆任意事業☆

家族介護支援事業、介護給付適正化事業などを行います。

##### ●在宅福祉事業

高齢者がいつまでも地域でいきいきと暮らせることを目指して、緊急通報装置貸与事業、軽度生活援助事業などを行います。

児童福祉の大切なお知らせ

# 児童福祉の大切なお知らせ

## 母子福祉

### 児童扶養手当

#### 受給資格

①受給者となるための要件

父親と生計を同じくしていない児童を監護している母親または母親に代わって養育している人に対して児童扶養手当が支払われます。

ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金受給者は対象になりません。

②手当支給の対象となる児童

18歳未満の児童（年度内有効）または20歳未満で一定以上の障害のある児童で次のア〜クのいずれかに該当する人

ア 父母が婚姻を解消した

児童

イ 父母が死亡した児童

ウ 父親が障害の状態にある児童

エ 父親の生死が明らかでない児童

オ 父親が引き続き1年以上遺棄している児童

カ 父親が引き続き1年以上拘禁されている児童

キ 母親が婚姻によらないで懐妊した児童

ク 父母とも不明である児童

#### 所得制限

前年分の本人および扶養義務者などの所得が一定額以上の人は、支給が停止されます。

#### 手当の支給

手当は、認定請求した日の翌月分から支給され、年3回（4月、8月、12月）前月分までが支給されます。

#### 現況届

（毎年8月1日〜8月31日）  
手当受給者は、毎年8月

に前年分の所得などに関する現況届を提出してください。（該当する人には後日お知らせします。）

2年間現況届を提出しないと受給資格がなくなりま

すので注意してください。

#### 申請手続き

申請書、戸籍謄本、世帯全員の載った住民票（謄本）、所得証明、診断書などの提出が必要です。

#### 手当月額

（平成21年4月1日現在）

◆児童一人の場合

全額支給額 4万1720円  
一部支給額 4万1710円〜9850円

◆児童2人目の場合

5千円加算

◆児童3人目からの場合

一人増すごとに 3千円ずつ加算

#### 支給額の改定

①手当額は物価変動に応じ

て毎年4月に改定されます。

#### 支給要件

②受給開始から5年（または支給要件該当から7年）を経過したときは、手当の2分の1が支給停止となる場合があります。就業しているなどの要件を満たしている人は、届出により除外されます。

①障害児（20歳未満）が年金を受給していないこと  
②障害児（20歳未満）が施設入所していないこと

#### 支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月まで支給が停止されます。

（障害程度により異なる）

#### 【問い合わせ先】

#### 手当月額

市役所社会福祉課庶務係  
☎24 2111（内線184）

①1級 5万 750円

長浜支所市民福祉課  
☎52 1113（直通）

②2級 3万3800円

脇川支所市民福祉課  
☎34 2347（直通）

#### 手当の支給

河辺支所市民福祉課  
☎39 2111（内線152）

毎年4、8、11月の3期に分けて、支給されます。

## 在宅福祉

### 特別児童扶養手当

#### 受給資格者

一定以上の障害のある児童（20歳未満）を扶養する父母または父母に代わってその児童を養育している人

### 特別障害者手当

#### 受給資格者

重度障害者（20歳以上）であって、日常生活において常時特別の介護を必要とする人

#### 支給要件

重度障害者（20歳以上）が施設入所または入院（3カ月超）していないこと

## 自衛官募集のご案内

### 支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

手当月額 2万6440円

### 手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期に分けて、前月分までが支給されます。

### 障害児福祉手当

### 受給資格者

重度障害児（20歳未満）であって、日常生活において常時の介護を必要とする人

### 支給要件

- ① 重度障害児（20歳未満）が年金を受給していないこと
- ② 重度障害児（20歳未満）が施設入所していないこと

### 支給制限

前年の所得が基準を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

手当月額 1万4380円

### 手当の支給

毎年2、5、8、11月の

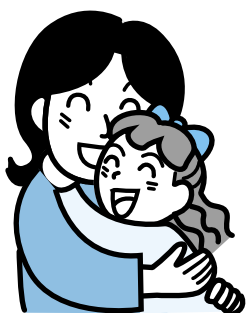
4期に分けて、前月分までが支給されます。

**毎年、届出が必要です！**

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の受給者は、毎年必ず定められた期限内に所得状況などの現況を届け出なければなりません。

### 【問い合わせ先】

- 市役所高齢福祉課障害福祉係 ☎24 2111（内線173）
- 長浜支所市民福祉課 ☎52 1114（直通）
- 肱川支所市民福祉課 ☎34 2347（直通）
- 河辺支所市民福祉課 ☎39 2114（直通）



## 平成21年度自衛官募集案内

募集種目		資格	受付期間※1	試験期日※2	
高等学校・専門学校・一般	防衛大学校学生	推薦 高卒（見込み含） 21歳未満の者 （学校長の推薦が必要）	9月5日～9月9日	9月26日・27日	
		一般 高卒（見込み含） 21歳未満の者	9月7日～10月2日	11月7日・8日	
	防衛医科大学校学生		高卒（見込み含） 21歳未満の者	9月7日～10月2日	10月31日 11月1日
	航空学生		高卒（見込み含） 21歳未満の者	8月1日～9月11日	9月23日
	看護学生		高卒（見込み含） 24歳未満の者	9月7日～10月2日	10月24日
	一般曹候補生		18歳以上27歳未満の者	8月1日～9月11日	9月19日
	2等陸・海・空士	男子	18歳以上27歳未満の者	年間を通じて受け付けています	受付時にお知らせします
女子		18歳以上27歳未満の者	8月1日～9月11日	9月27日・28日	

※1 平成22年3月、高等学校・中等教育学校卒業予定者の受け付けは、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施します。

※2 試験期日は、第1次試験の日程であり、第2次試験などについては、別途連絡します。

### 【連絡先】

**自衛隊愛媛地方協力本部 大洲地域事務所**

大洲市大洲690-1 市役所 5階 ☎24-4123